

機密保持契約書

(以下「甲」という)と Enox (以下「乙」という)とは、以下の通り機密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (総括)

- 1、本契約は、甲及び乙が互いに開示する機密情報の取扱等について定める。
- 2、本契約において、機密情報を開示する者を開示者、開示される者を被開示者と定義する。

第2条 (本件機密情報)

- 1、本件機密情報とは、開示者の有する技術情報、営業機密、ノウハウ、顧客情報等、他に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の情報であつて、本契約締結日から本契約が満了又は合意解約により終了する迄の期間中に、開示者が被開示者に対して機密である旨明示して開示した情報をいう。
- 2、前項の規定に関わらず、以下各号の情報については本件機密情報から除かれる。
 - (1) 既に公知、公用の情報
 - (2) 開示を受けた時に、被開示者が既に知得していた情報
 - (3) 開示後、被開示者が正当な権限を有する第三者より入手した情報
 - (4) 法令等により、公に開示することが義務付けられた情報
 - (5) 被開示者が、自ら開発、創作した情報
 - (6) 甲乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報

第3条 (本件機密情報の開示)

- 1、被開示者は、本件機密情報を自らの役員及び従業員に対して開示する必要がある場合、必要な範囲内の者に限定して開示するものとする。この場合、役員及び従業員が本件機密情報を漏洩しないよう監督その他の必要な処置を講ずるものとする。
- 2、被開示者は、本件機密情報を第三者に対して開示する必要がある場合、開示者の事前の承諾を得るものとする。

第4条 (期間)

契約期間は本契約締結日から5年間とする。

第5条 (本件機密情報の返還)

被開示者は、開示者から要求があつた場合、本件機密情報を所持する必要がなくなった場合、又は本契約が期間満了もしくは合意解約その他の事由により終了した場合には、本件機密情報を直ちに開示者に返還又は開示者の指示に基づき破棄するものとする。

第6条 (専属的合意管轄裁判所)

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第7条 (準拠法)

本契約は日本国法に準じて解釈される。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印又は署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：東京都足立区青井2-14-19-401

Enox

榎本 博文